

大田朝敷における愛郷主義とナショナリズム（一）

石田, 正治
九州大学大学院法学研究科教授

<https://doi.org/10.15017/2164>

出版情報：法政研究. 66 (3), pp.41-88, 1999-12-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

大田朝敷における愛郷主義とナショナリズム（一）

石田 正治

序——同化論の位置

一 糖業組合による沖縄の再建

(一) 経済的組織の構想

(二) 糖業組合結成の提唱

(三) 糖業農家の擁護（以上本号）

二 危機意識の深化

三 転機

四 平等な社会への展望

結語

序——同化論の位置

明治後半から昭和初期まで『琉球新報』を主要舞台として活躍した、沖縄の代表的言論人大田朝敷は、明治四四年（一九一一年）三月、この新聞に「沖縄人士」と題する論説を掲載した。その一節はつぎのようである——「本県民は国民としての義務に於ては他府県と少しも甲乙はない……然^るに^に□□^に権利の方から云へば大^に□□^に欠如する所がある第一代議權□□与へられて居らず県制市町村制が未だ特例付のものである社会□□^上から見たらば風俗習慣未だ随分相違の点が多く実力の上から云へば誠に貧弱で四十何県中の最も貧弱なる地方と比較しても尚数等を輸する有様だ朝鮮台湾樺太杯で内地と云へば我沖繩県も其内に含んで居る訳だが他府県人の眼では何しても他地方同様には見て呉れない琉球人と云へば劣等の□種□様に冷遇される」。強権的におこなわれた琉球処分からすでに三〇年以上がすぎ、置県以前の旧社会体制すなわち旧慣の全面的改変から一〇年あまりが経過しても、なお沖繩県と沖繩人は政策的にも社会的にも差別され蔑視されつづけていた。この状況は県民を萎縮させた。「本県人は他府県に行つて琉球人と称するのを恥づる様な傾きへある」というのである。しかし、それは沖繩人の資質に問題があるためではない、と大田は強調する——「先天的能力に於て他府県人と相違がありとはどうしても思はれない一般の上から見て劣る様な感があるのはそれ□境遇と教育の然らしむる所□彼此地を替へたら同じ事である其証拠には他府県の諸君も永く在留すれば不知不識¹ 疏化して何処となく間がぬけるではないか」。

大田にとって、沖繩がおかれてきた状況はあきらかに理不尽であつた。この状況のなかで、沖繩社会は他県の進歩から取り残されてきた。「文明国の一地方と云ふ見地から云へば我沖繩杯は之を建築に譬ふれば未だ地ならしきへ出来て居らぬ位ひの所」であつて、「之を文明らしい社会にするには前途尚ほ遼遠」だと言わざるをえない²。彼は他県

並みの地方自治と生活水準の向上を希求しつづけてきたが、その目処さえもまだたっていない。³「沖繩はどうか」と大田は自問し、自答する——「差当たり我沖繩人士が取るべき主義方針は一言で尽すことが出来ると思ふ曰く他県同様にすることだ」。大田は、明治三十三年（一九〇〇年）に三年間の東京駐在をおえて帰県した直後から、くりかえし、社会的文化的な同化を説いていた。この年は、王府以来の社会体制の基本構造を維持してきた旧慣温存政策が、ようやく終わりをむかえようとする時期であった。⁴大田の眼に映った故郷は、「大木の下にある小木」のように成長を阻害されたままであり、県民の大部分をしめる農民は近代文明と無縁の生活をしていた。⁵筆者が別の機会にのべたように、旧慣温存政策が置県から二〇年以上にわたって沖繩の近代化を遅延してきたことは、彼にとって、不合理的な差別以外のなにもでもなかった。⁶大田の同化論は、強制された停滞にたいする憤りと、他府県なみの近代化を急速に達成したいという焦慮との反映であった。彼は、明治三四年（一九〇一年）五月の「新沖繩の建設」においては、「県の内外に差別の観念を惹起せらるゝもの」は「社交の状態の異なると言語が比較的甚だしき相違なると風俗に幾分か支那的の形跡あるの二三の原因に過ぎず」と指摘し、明治三六年の「琉球新報は何事を為したる乎」においては、「読者若し旅程に上り同行者に後れなば之に追付けんとするの外他を顧みるの暇あらんや」と切迫した問いかけをおこない、「有形無形を問はず将善悪良否を問はず一から十まで内地各府県に化する事」、すなわち社会的文化的な「同化」こそが、この後れを取りもどす「第一の手段」であると主張したのである。⁷

大田にとって同化は、沖繩と沖繩人を他府県と対等な位置に立たせるための手段であり、それを時に激越な表現をもつても主張することは、彼の愛郷心の発露であった。⁸「沖繩人士」のなかで、彼は、「五十万県民と共に文明の恵沢を頒ちたい」と言い「利害得失毀誉褒貶共に県民と共にするが即ち沖繩人士たるものゝ本分」と言う（ルビは筆者）。この発言は、たしかに、そのような心情の率直な表明であった。⁹しかし、大田は、なぜ、同化に手段としての合理性

を見いだしたのだろうか。帝国の一辺境として強権的に統合されてしまったという、もはや抗いがたい圧倒的な現実へのたんなる諦観と順応であろうか。あるいは、より積極的な理由があるのだろうか。いかにすれば沖繩は帝国のなかにしかるべき地位を占めうるかという難問についての、彼の思索過程の具体的な追跡をはじめるまえに、この問題には仮說的にでも見通しをつけておくべきであろう。今日の沖繩で一般的な大田にたいする否定的評価が、同化論と密接に関係していることをも想起すると、この検討の必要は一層大きいと思われる。

検討をはじめらうえでまず必要なことは、大田の思考を明治国家という時代状況のなかに置いてみるということである。大田が問題にしたのは、明治国家に統合されてしまった沖繩の地位であり、彼の思考を規定していたのは、日本帝国のなかの思想状況であった。この時代的被規定性を軽視することは、大田にたいして「無いものねだり」をすることになるであろう。このような立場に立つと、大田が東京であった福沢諭吉の影響にまず注目することが必要になる。大田は第一回県費留学生として明治一五年（一八八二年）に学習院へ入学し、三年後にこれを中退して慶応義塾に入学した。その後、彼は家庭の事情で一旦帰県して製糖場で働いたうえで、慶応に復学し、明治二〇年代の前半を三田ですごした。大田が三田で学んでいた時期、福沢は義塾を主宰する一方で、みずから創刊した『時事新報』に論説を発表し、三田演説会の壇上にたっていた。その社会的影響力については贅言を要すまい。大田もその影響下にあったと考えることは、大田の論説のなかに「故福沢先生」という表現が散見されることで、十分な合理性をもつといえよう。¹⁰ 当面の課題を考察するためには、ここでは福沢の議論を大田の同化論との直接的な関係において一瞥しておけば足りる。他の影響については本論に譲ることにして可であろう。

福沢は多方面にわたる膨大な著述を発表していたが、大田の同化論との関係で注目すべきは明治八年（一八七五年）に出版された『文明論之概略』である。福沢が、この書物のなかで、国家の独立を維持するために西洋文明を摂取せ

よと説いているからである。「自国の独立を論ず」と題した終章は、冒頭でつぎのように指摘している——「日本の文明は西洋の文明よりも後れたるものといわざるを得ず。文明に前後あれば、前なる者は後なる者を制し、後なる者は前なる者に制せらるるの理なり」¹¹。彼我の文明の圧倒的格差に直面して、日本の独立を維持するにはどうすべきか、という切実な問題意識にたいする福沢の答は、章の後半で要約される——「今の日本人を文明に進めるは、この国の独立を保たんがためのみ。故に、国の独立は目的なり、国民の文明はこの目的に達するの術なり」¹²。大田の「第一の手段」という表現が、「術」という福沢の表現に共通していることはあきらかである。では、「文明」あるいは「文明に進む」とは何か。福沢のいう文明は、「野蛮の有様を脱して次第に進む」進化の度合いをあらわす概念であり、換言すれば、「人間交際の次第に改りて良き方に赴く有様を形容したる語にて、野蛮無法の独立に反し、一国の体裁を成すという義」であった¹³。「文明」がより良き「人間交際」のあり方であれば、その中心は、「文明の精神」であり「人民の気風」あるいは「一国の人心風俗」であつて、「衣服、飲食、器械、住居より、政令、法律等に至るまで、都て耳目以て見聞すべきもの」ではなかつた¹⁴。福沢のいう「文明」は西欧近代がつくりあげた社会関係であり、「文明の精神」とはそのような社会関係に適合した社会的風潮であつた。それゆえ、「一国の体裁を成す」にたるまで「文明を進む」には、なによりも「天下の人心を一変する」ことが必要であつた。それができれば、「政令法律の改革もまた漸く行われて妨碍なかるべし。人心、既に面目を改め、政法、既に改まれば、文明の基、始めてここに立ち、かの衣食住有形の物の如きは、自然の勢いに従い、これを招かずして来り、これを求めずして得べし」というのである¹⁵。

大田が問題にしたのが「社交」「言語」「風俗」における差異であつて、置県後すでに政府の規律訓練的政策によつて変貌をとげてきた沖繩社会の外貌と内地のそれとの差異ではなかつたことを想起すれば、大田のいう同化が「文明に進む」ことと類比的な関係にあることはあきらかであろう¹⁶。福沢が明治八年（一八七五年）に日本の文明と西欧の

文明を比較して「後れたるもの」と認識したように、大田は、それから四半世紀後、沖繩の社会を、すでに西欧化と資本主義化を急速に達成しつつある帝国の中心部と比較した。大田は明治三三年（一九〇〇年）の講演でつぎのように指摘した——「沖繩は）全国の百分一位しかない地方でありますから、其れ位な勢力では、到底従来の風習を維持して行くことはできない。維持が出来ない者とせば、我から進で同化するか、又は（消極的に）自然の勢ひに任すか、取るべき道は此二ツであります……若し消極的に同化させやうとすれば、優勝劣敗の法則に支配されて、幾多の不利を感じなければならぬやうになります」（括弧書きは筆者）¹⁷。福沢が「文明に前後あれば、前なる者は後なる者を制し、後なる者は前なる者に制せらるるの理」を指摘したのと、同様の論理である。大田の同化論は福沢の議論をなぞつていると判断して、誤りではあるまい。福沢が、万邦対峙のなかで日本が独立を維持する方策を、西洋文明の摂取にとめたように、大田は、帝国の内部に一辺境として統合された沖繩が他県と対等な地位をしめるための方策を、同化にもとめたのである。

もちろん、手段としての同化は、西洋諸国にたいして独立国家としての存在を維持するための西洋化とは、次元がちがわざるをえない。福沢は、国家の独立と「国体」^{ナショナルリヂ}すなわち国民と国家の独立した様態の維持とを、ほとんど相補的にとらえており、「国体」は国民的道德観念を中核としていた¹⁸。この認識は、日本人がもってきた「徳義」すなわち伝統的な道德観念にたいする肯定的な評価につながっていると思われる。福沢はつぎのようにいう——「我日本人も相応の教を奉じてその徳教に浴したる者なれば、私徳の厚薄を論ずるときは、西洋人に比して伯たらざるも必ず仲たり。……故に、徳の分量はたとい我国に不足することあるも、焦眉の急須にあらざること明なり」¹⁹。日本が西洋におくれているのは、福沢が「智慧」と表現する功利的な知の分野であった。福沢はつぎのようにいう——「日本人の智慧と西洋人の智慧とを比較すれば、文学、技術、商売、工業、最大の事より最小の事に至るまで、一より数えて

百に至るもまた千に至るも、一として彼の右に出るものあらず……誰か大八車を以て蒸気車に比し、日本刀を以て小銃に比する者あらん。我に陰陽五行の説を唱れば、彼には六十元素の發明あり。我は天文を以て吉凶を卜したるに、彼は既に彗星の曆を作り、大陽大陰の實質をも吟味せり、我は動かざる平地に住居したる積りなりしに、彼はその円くして動くものなるを知れり。我は我邦を以て至尊の神州と思ひしに、彼は既に世界中を奔走して、土地を開き、国を立て、その政令商法の斉整なるは、却って我より美なるもの多し⁽²⁰⁾。「智慧」を「徳義」と區別することによつて、西洋文明の摂取を、国体と国家の独立とを維持する手段として位置づけることが可能になるのである。

他方で、同化論においては、沖繩が帝国とことなつた固有の「徳義」を保守することは意味をもちえない。大田は、明治三十一年（一八九八年）六月に『琉球新報』に掲載したコラムで、はじめて新聞記者として東京に暮らした感慨をしるしたが、そのなかで、彼はつぎのようにのべている——「予が学校にありつる頃は深く東京の事情を知らざりし為にや郷里には東京より優りたる点多き様に思はれたり然るに去秋以来は曩きに優りたる様に思ひたる（漆器や絣布のような沖繩の特有物産である）ものさへ数等劣れるの感あり……田舎者の国自慢は詰り井底の痴蛙たるを免れず是れ進歩の大障礙なり……人間は不足を感じるまでが進歩の時代なり県地にては往々知足とか知止杯の額を掲げて身の誠とするもの[▽]その見る是れ儒教の私欲を制するの訓誡より出でたるものなれども日進月歩の今日にありては却て進歩の妨げをなすに過ぎず人の私欲を制するには他に自ら其方[▽]あり」（括弧書きは筆者⁽²¹⁾）。儒教は、沖繩のみならず幕藩制国家の支配領域すなわちヤマトにおいても、社会規範の根本を形づくっていた。福沢が、日本人の奉じた「相応の教」という時に、それが主として儒教をさしていたのはあきらかである。しかし、福沢が『文明論之概略』を書いてから四半世紀のあいだに、ヤマトでは、西洋化と資本主義化の急速な進展のなかで儒教的伝統は影響力をいちじるしく減衰させていた。帝国の繁栄が儒教の衰退をともなつたのであれば、沖繩も儒教を放棄しなければヤマトのような繁栄

を実現できない、と大田は主張した。大田にとって、ヤマトの繁栄は沖縄が到達すべき目標であった。そのヤマトの繁栄は西欧近代への接近によってもたらされた。大田はいう——「聞く米国に於ては国民生活の程度日本より十倍なりと県地と内地の差はマサカこれ程まではなかるべきも少くとも四五倍の差はあるべし而して歐洲大陸に至れば米国より一層の高度にあり上に上あるは今日の世界なり呉々も小成に安んずること勿れ⁽²²⁾」。こうして、大田の同化論が福沢の議論と共通するものは、欧米的な近代文明にたいする積極的評価であり、その功利性にたいする信頼であった。

以上の議論で、大田の同化論の基底にあったものが、福沢が抱いたと同様の、西欧近代にたいするきわめて肯定的な評価であったという仮説をたてることができたとされる。大田にとって、内地への同化は「本県とか内地とか云ふ感情を去り双方を調和」させるための止むを得ざるものというだけではなく、むしろ沖縄の近代化という積極的な意義をもっていたと考えるべきであろう⁽²³⁾。福沢は、「独立とは独立すべき勢力を指していうことなり」と強調して、「自国の独立とは、我國民をして外国の交際に当らしめ、千磨百練、遂にその勢力を落さ」ないようにさせることだと論じたが、大田にとっては、沖縄が他県と伍していくにたる「勢力」をもつために帝国の近代社会へ同化することが必要であった⁽²⁴⁾。旧慣温存政策にたいする大田の苛立ち⁽²⁴⁾は、このような認識にもとづくものであった。大田は、旧慣改廃の中心たる土地整理が進行しつつあった明治三四年（一九〇一年）一月、沖縄の近代化への期待をつぎのように語っている——「我輩は今日の状態が誠に実業に適せざるを認む然れども農家の状態一変すれば一般の経済状態も亦随つて一変するを信ず土地に関するの旧制度は本県の進路を塞ぎたる最も大なる障害物たりしなり其障害物にして一^マび除去せらるゝに至らば一瀉千里の勢ひを以て進歩するは我輩が敢て疑を容れざる所なり⁽²⁵⁾」。沖縄が旧制度を一擲して内地と同等の近代化を達成し得れば、その時はじめて、沖縄は差別と蔑視から脱け出ることができはるはずであった。内地への一体化と沖縄の近代化という、同化のもつこの二つの意義は、沖縄を他府県と対等な位置に立たせるという

目的において相補的だったのである。

大田が同化をと考えたのはあくまでも沖縄のためであった。彼は、さきに紹介した明治三六年(一九〇三年)の「琉球新報は何事を為したる乎」のなかで、「有体に云へば我輩の眼中には『如何にせば沖縄県をして他府県と同等の勢力を有せしむべき乎』と云ふの外何の問題もなし」とのべたが、その言のとおり、彼の視線は沖縄からいささかも逸れることがなかった。⁽²⁶⁾ 福沢は、「自国の権義を伸ばし、自国の民を富まし、自国の智徳を脩め、自国の名誉を耀かさん」とする「心」を「報国心」「偏頗心」とよび、それは「一国に私するの心」だとのべた。⁽²⁷⁾ 福沢の表現を借りれば、大田の同化論は沖縄に「私する」ものであった。この沖縄に「私するの心」は、オウエル (George Orwel) の、「特定の場所と特定の生活様式にたいする熱情 (devotion)」としての愛郷主義 (patriotism) に符合する。⁽²⁸⁾

しかし、沖縄を社会的文化的に内地と同化させるという主張そのものは、彼の意図とはかかわりなく、沖縄を帝国の内部に統合するという国策から離れたものではありえない。筆者が別の機会にのべたように、帝国にとつての琉球処分の意義は、日本と清国に両属していた琉球王国を完全に日本帝国の一部として統合し、近代国家にふさわしく境界を一義的に確定することにあつた。⁽²⁹⁾ この意図からして、いまや沖縄県民となつた王国の民からその特殊性をできるだけすみやかに剝奪することに、統治政策の重点がおかれたのは当然であつた。明治政府が置県後まずおこなつた政策のなかに、警察制度、伝染病予防のための公衆衛生施策とならんで、公教育の普及が含まれていたことはこのことのみならず証左である。ゲルナー (Ernest Gellner) がいうように、国民を創出するものはナショナリズムであるとするれば、琉球王国の臣民を帝国臣民に変容させるというこの政策は、日本帝国のナショナリズムの表現であつた。⁽³⁰⁾ 西欧文明への積極的な評価を基礎とした同化論は、大田の愛郷主義を帝国のナショナリズムへつなぐ媒介項でもあつたのである。

しかし、旧慣温存政策が転換され、農地の定期的な割り替えを規定した地割制度が土地整理によって崩壊し、社会がいよいよ根底的な変貌を開始すると、大田は近代化の進行にたいして深刻な懐疑を表明するようになった。「精神界の変遷」という明治四四年（一九一一年）九月の論説はその一例である。³¹大田は、この論説のなかで、旧体制下で儒教は「世界古今に類を見ざる程」の「思想統一」を実現していたと評価したうえで、沖縄は「精神界の根柢」を固めてきた「純粹なる儒教」の規範力をうしなつて、「不秩序にして放縱なる社会」となつたと指摘した。儒教思想が社会的な影響力をもっていたのは沖縄だけではなく他の諸藩においても同様であり、しかもこの思想は「国民道德の根本なる教育勅語」と矛盾するものではない。それにもかかわらず、沖縄人は儒教を放棄して秩序の混乱をまねいてしまつたというのである。このような状態を「我県民不進歩の致す所」としたり「結果不良の罪を一に県民の蒙昧に帰する」べきではない。琉球処分から日清戦争にいたる政治的混乱と「西洋流の科学の輸入」が「客氣の青年」におよぼした影響、さらに県当局が統治の確立を優先して儒教思想を忌避したことが、「上下滔々相率ゐて精神の根柢を動揺」させたというのである。日清戦争以後、沖縄社会の混乱は霧消し、政府の方針転換によって制度上の改革は着々とすすんだが、「さて一般社会の上より見れば善悪正邪の標準朦朧として人心帰向する所を知らず」という状態は変わっていない。では、儒教の復活をもとめるのか。大田はこの点には触れないままである。論説は、「社会の改善を志すもの」が、沖縄人は本来「不進歩」でも「蒙昧」でもなかったということを想起すれば、「蓋し得る所鮮なからざるべし矣」という示唆でおわつているのである。おそらく、大田にとつても、現状にたいする処方箋はいまだに形をなしていなかつたのであろう。ただし、なんらかの「善悪正邪の標準」をつくりあげて「思想統一」を再現しなければならぬということだけは、明確に意識されていた。すでに、彼の思考のなかでは、「西洋流の科学」の導入や社会制度の近代化は、それ自体、あらたな混乱をひきおこすものになつていた。かつては進歩の障害とみなして

いた儒教にたいして、懐古的ともとれる再評価をあたえていることは、この認識の深刻さを端的に示している。

しかし、近代化があらたな混乱を引き起こしているとしても、近代化それ自体をあとどりさせることは不可能であろう。大田が提示している課題は、近代化にともなう社会変動をのりきって新たな秩序を形成しうるような「標準」を、どこに求めるかということであった。なぜ、それは「国民道德の根本なる教育勅語」ではないのだろうか。帝国本土への社交言語風俗の同化を主張するものが、ここで教育勅語による道德教育の徹底を唱えなかったのはなぜだろうか。この点についても、若干の見通しをつけておくことが必要であろう。それには、帝国本土の社会状態を考慮しなければならぬ。

三国干渉によつて作りだされた対外的緊張は「臥薪嘗胆」のスローガンのもとに国民を結集させる効果をもったが、日露戦争の終結はこの国民的緊張感を一挙にうしなわせた。国木田独歩は、明治三十九年（一九〇六年）に発表した『号外』のなかで、「三十七年から八年の中ごろまでは、通りがりの赤の他人にさへ言葉をかけてみたいやうであつたのが、今では亦た以前の赤の他人同志の往来になつて了つた」と語り、陸軍の中枢にいた田中義一は、明治四四年（二九一一年）、在郷軍人制度にかんする講演のなかで、つぎのように危機感を表明した——「二十七八年の戦役の終わりには、『臥薪嘗胆』といふ言葉が流行したが、日露の戦役後には、『一等国』といふ言葉が生まれた。……今度の一等国といふ言葉には、何だか斯う威張つたやうな、満足の意味が含まれて居るのである。それだけ人間の氣風が全般に互つて緩くなつて居ると思ふ。……どうか此の臥薪嘗胆を一般の国民に及ぼして行きたいと思ふ³²」。国木田独歩の得た印象は、帝国が強力におしすすめた近代化は、封建的社会秩序が一面でもちえた共同性に代替しうる、あらたな連帯意識を構築するにいたつていないということを鋭敏に反映したものであり、田中義一の感覚は、国家が主導してつくりあげてきた国民的統合が頓挫しつつあるという直観をしめすものであつた。両者の視線はその方向を異に

していたが、国家をささえる国民の共同体意識が希薄になりつつあるという危機感においては同一であった。このような認識は帝国の指導層においても一般的であり、「社会改良」、「国民道德の涵養」という表現が首相や高級官僚の口から発せられるようになっていた。⁽³³⁾ 教育勅語によつてのみ社会秩序をたもつことは、彼らの認識においても困難であり、あらたな模索が必要であった。帝国本土は、沖縄に、あらたな社会秩序の範型を提示できる状態ではなかつたのである。

明敏な言論人であつた大田はこのことを理解してははずである。沖縄社会を建て直すために教育勅語に依拠すると主張しなかつたのは、そのためであつた。あきらかに、あらたな理念と方策が必要であつた。その模索のなかで、なお、大田は「他県同様にする」という「主義方針」を提示して、同化論から離れようとしなかつた。しかし、すでにこの段階で、大田の同化論は、明治三〇年代初頭における主張とは別の内実をもち、西欧近代にたいする積極的な肯定とは別の基礎にもとづいてははずである。同化論のもつ意味の変化は、同化論によつて媒介された大田の愛郷主義とナショナリズムの關係を変動させたであろう。さらにこの変動は、明治から大正への時代変化と彼自身の内的経験とによつて、彼の思想の根柢的な部分へと波及したようにみえる。同化論は、沖縄がみずからの位置を改善するためのたんなる方法論の次元をこえて、沖縄とヤマトの望ましい關係のうえにたつ帝国という理想を語らせることになるのである。大田の同化論を、彼が明治三三年（一九〇〇年）に比喻としてのべた「噫する事まで他府県の通りに」という表現に拘泥して単純化することが、彼の提起した問題の大きさを無視することであるのはいうまでもない。⁽³⁴⁾ 沖縄に「私した」大田がなぜ同化に固執せざるをえなかつたのか、彼は明治国家のなかに何をみていたのか、あるいは彼にとつて明治国家とは何であつたのか。拙論は、大田の思考の軌跡を追うことで、この問いに仮説的な答えを見いだそうとする試みである。

なお、大田朝敷は晩年になって姓を「太田」と記すようになる。比屋根照夫・伊佐眞一編集の『選集』の表題が『太田朝敷選集』となっているのはそのためである。しかし、ここでとりあげる時期にはまだ彼は「大田朝敷」と署名している。以下の論述においても本人の表記にしたがうことにする。さらに、本稿においても、筆者の従来の論考と同様に、原則として、北海道、本州、四国、九州とその沿岸に存在する島嶼を「ヤマト」とよび、首里王府の支配地域および廃藩置県後の沖縄県の管轄範囲を「沖縄」とよぶことにする。「日本」あるいは「日本帝国」という呼称は、ヤマトと沖縄を包括する中央集権国家にのみ適用する。また、以下の行論に散在する引用箇所において、丸括弧は原文中に存在するものであり、角括弧は筆者が補足した部分をあらわしている。

一 糖業組合による沖縄の再建

(一) 経済的組織の構想

王府以来の社会制度の残滓である旧慣の中核は、農地の私有を原則として排除する地割制度であった。政府が政策方針を転換して地割制度の廃止に踏み切ったのは明治三二年（一八九八年）七月であり、この時期から五年間にわたる旧慣の全面的改廃が開始された。農村における伝統的支配秩序の崩壊が急速に進行し、これまで本質的に公有地であった大部分の農地は、無償で私有にうつされ、売買の対象になりうるものとなった。貨幣経済が本格的に沖縄全土を覆うことになったのである。大田は、さきに紹介したように、明治三四年（一九〇一年）、これを歓迎して「本島の

進路を塞ぎたる最も大なる障害物」であつた地割制度が「一び除去せらるゝに至らば一瀉千里の勢ひを以て進歩する」に違いないとのべたが、その一方で、土地の私有化がもたらすであろう問題点に盲目であつたわけではなかつた。¹大田は、この年の一〇月、「沖繩県土地整理」と題する論説を書いて土地整理の内容を解説し、つぎのようにのべた——「然して遠く数十年の後を慮れば土地兼併の弊是れより生ずべく貧富の懸隔是れより甚しくなるべく今日世界の経世家が常に其頭脳を痛むる所の貧民問題労働問題を研究するの必要も亦是れより来るべし」。²しかも、「土地兼併」をおこなうのは沖繩人とはかぎらない。「我輩が最注意せざるべからざる所の者は他府県の金満家に片端より併有せらるゝの一事なりとす」。しかし、これらの問題はまだ遠い未来の問題と考えられていた。漠然とした不安が、旧慣の全面改廃にたいする異を大田に唱えさせるはずもなかつた。

農村部の変化は土地整理の進行に比例していたが、旧慣温存政策の影響をうけることが比較的すくなかつた都市部では、政府の方針転換は土地制度に依拠して残存していた伝統的な社会秩序の急速な崩壊をまねいた。大田は、明治三三年（一九〇〇年）、身分制度のもとで「人々因循卑屈に陥りこれが為大に社会の開進発達を妨げ」たと指摘して、あらたな変化を歓迎したが、その一方で、「権利の觀念独り勢を逞して義務の觀念之に伴はざる」事態を問題にした。³大田が眼にしたものは、「手ぶらで歩行しながら車に逢ふても故意に避けざるが如き我家の下水を他人の屋敷に汎濫せしむるが如き演芸場裡に於て騒々しく立振舞ふが如き」ことであつた。⁴それぞれは「区々たる小事」ではあるが、いずれも、「我他人に犯されざるの権利あれば我亦他人を犯さざるの義務なかるべからず」ということを等閑視する行為であつた。「眼中人なく社会なく国家なきが如し」。もしもこの傾向が増長すれば、各人の権利の主張は「衝突又衝突」し、「大にしては国家の秩序を破壊し小にしては個人の幸福を妨ぐる」にいたるであろう。⁵福沢は、「文明の自由」すなわち文明が進んだ社会における自由は、他者の自由を犠牲にして成り立つべきものではなく、「彼我平均の

間」にのみ存在するのであり、「自由は不自由の際に生ず」と指摘したが、大田にとってのあるべき権利の観念は、この「文明の自由」と同義であった。⁽⁶⁾身分制度の桎梏から解放された民衆を包摂する社会秩序を、どのように構想するか。沖縄の近代化の本格的な始まりは、大田にあたらしい問題を提起したのである。

大田は、明治三十三年(一九〇〇年)末、コラムのなかで「本県に一番必要なのは統一力だ」と主張した。「革新の事業」をなすためには「先づ秩序」を整えることが必要であり、そのためには、「有志者」が「統率者」を積極的に擁立して、これに「服従」しなければならない。⁽⁷⁾「統率者を保護するのは進歩を保護するのと同じ事」なのに、「世間の自称有志者の輩には未だこの理屈がわからない」とみえて、「少し有望の者が出たかと思ふと一方よりは又その人の欠点ばかりを探し出して百方傷つけ様とするものが屹度出て来る」ありさまである。社会的影響力を多少とももつ者が、指導者のもとに団結してあらたな社会をつくりあげるといふ、指導者の役割を重視した発想は、大田がおそらく慶応で学んだものであった。⁽⁸⁾彼が、翌明治三十四年(一九〇一年)一月に掲載した「国家の原始に関する説」という論説は、この事情を示唆するものである。その冒頭で、彼は、この論説は「余が学校にありたる時講師の講義を聞き之を敷衍したるもの」であり、このような記事を発表するのは、近来輸入された「政治思想」においては「国家と云ふ学説杯も大に誤解せらる」るようであり、また「一般人民に於ては国家の何物たるを知らず随つて公共の觀念至つて乏し」という状態であるので、「彼等の蒙を啓かんと欲す」からであるとのべた。⁽⁹⁾彼がうけた講義のなかで「謬説」としてしりぞけられたのはルソーの「国家契約説」であり、支持されたのは「国家は歴史の産物」とする「歴史説」であった。彼は、この歴史説を説明して、「人類は其天性よりして団結一致の傾向を有す」のだが、「初めよりして国家を組織せんとするの意を(社会契約というような形で)十分に現はすものにあらず」といふ。はじめは「不知不識の間に智勇勝れたる指揮者の誘導に従ひ其命令を奉ず」るのだが、歴史の経過とともに「其胸中に於ける団結の念」が

次第につよまって、「国家の知覚国家の意識現はるゝに至る」のだというのである。¹⁰「統率者を保護するのは進歩を保護するのと同じ事」という指摘は、このような国家観を前提としてなされたものであろう。進歩とは、人間が「公同心」あるいは「公德心」を高めて、指導者のもとに団結することを意味したのである。

大田は、明治三四年（一九〇一年）三月の論説で、沖繩の現状を「全く放縦散漫秩序なく規律なき社会」と表現したが、社会は指導者を中核として秩序立って組織されなければ十全に機能しえないという認識は、眼前の状況にてらして一層痛切であり、彼に一連の社会改革の提言をおこなわせた。¹¹彼がまず取り上げたのは産業界の状態であった。彼は、この年の六月、「組織改良の時代」と題する論説をかかげ、「本県の産業が二十余年の間文明の空気に触るゝも著しく其面目を新にすること能はざる所以のものは想ふに産業界の組織を新にせざるが故なるべし」と指摘した。¹²たとえば沖繩の基幹産業である製糖業は、黒糖を「白下若くは白糖に改良せざるべからざるは当然の勢ひ」であり、「若し糖業家間に組織的の団体あるときは其団体の主脳に向つて刺撃を加へさへすれば……此方針に向つて着々歩を進むるに至る」はずだが、実際には、糖業家すなわち甘蔗栽培農家は効果的に組織されておらず、技術的には可能であるにもかかわらず、この改良が進まない。¹³「事物に最も大切なるものは組織なり」というのである。大田は、さらに、翌月、「商議所」の必要性を説いた論説を掲載して、「商業社会に中枢なき以上は如何なる良策良法あるも之を現実にするの主導力なく筆を秃にし舌を爛すも到底空論に帰するの外なき有様なり」と強調した。¹⁴「本県の事業家が今少しく旧套を脱」すれば、現在「三百余万円」の輸出入を六七百万円まで増大させることは可能であろうが、それだけの輸出入に対応するには「商業社会の体制を整ふこと最も必要」であり、そうするには「先づ其首脳」としての「商議所設立」がのぞましい。それがただちには困難であれば、「先づ其段階としてせめては商業倶楽部にても設立」したいというのが、大田の「切望する所」であった。

大田の認識においては、「商業社会の体制」を整備することはたんに商業家だけの問題ではなかった。彼は、九月中旬に連載したコラムで、「商業家と生産家とは素より密接の関係を有するものにて生産の発達は多く商業家より促さるゝの結果」であるのに、「買って売り売って儲かりさへすればそれでよし」として、「自個の取引する所の物産の将来に就ては一向頓着これなき有様」では、商業家に「生産の発達を促す余裕」などあるはずがない、と指摘した。¹⁵⁾

「爰に商業会議所様なもの出来致し其社会の首脳と相成候へば自ら秩序もたち〔秩序に反する者にたいしては〕制裁も行はれ常に大局に着眼して目前の私欲を抑制するの習慣もつくべく候」。このコラムのなかに、「商業会議所杯も一旦法人として成立致し候上は多少官庁の検束を受け候へどもそのかわりに特別の権利も随分付与され候」という記述があるところをみれば、大田は、この組織があくまでも商業家によって自発的につくられるべきだと考えていたと思われる。¹⁶⁾ 人間が「公共心」を高めて、指導者を擁立しそのもとに団結し服従することが進歩の中身だという思想の反映を、ここにも見ることができよう。大田は別の機会には、そのようにしてできあがる秩序には「共同生存と云ふ一理」が貫徹していなければならぬと主張し、さらに言葉を継いで、「我楽まんが為に人を苦むるは共同生存の理に反す我便益の為に人を不便利の地に陥らしむるは共同生存の理に反するなり」とのべた。¹⁷⁾ 商業家の「公德心」あるいは「公共心」は、「首脳」としての組織をうみだして生産家との共同生存を実現すると、大田は主張したのである。

共同生存のためのあたらしい秩序を構想しようとする大田の眼は、生産家が居住する農村にもむけられていた。大田が土地整理の開始を歓迎して、「農家の状態一変すれば一般の経済状態も亦随つて一変するを信ず」とのべていたことを想起すれば、彼が農村の状態に切実な関心をもっていたのは当然であった。¹⁸⁾ 実際、彼は、農林業地帯である国頭中頭への視察旅行をくりかえし、その状況を何度も新聞で論じている。この時期、すなわち明治三〇年代半ばに、国頭地方の僻村に飢饉が発生した時にも、彼はこれらの村まででかけて状況をつたえた。明治三五年(一九〇二年)

四月に掲載された「国頭間切飢饉の実況」という連載記事がそれである。飢饉がもつとも深刻であったのは、国頭間切の内陸部に位置する辺野喜村と宇嘉村であった。この二つの村は耕地が極端にせまく、住民は黒糖をいれる樽の樽板を切り出して生計をたてているが、他地域への交通手段がきわめて貧弱であるために、名護や本部などの「便利多き所」にくらべて、同等の労働が「三分一にも値せざるべく候」と彼は推測する。⁽¹⁹⁾「不便の結果は此辺の人民を斯くまで不幸に陥れ候」。彼が目撃した村民は、蘇鉄の幹を食料にして飢えをしのいでいた。その食事をわけてもらった大田は、つぎのような感慨をしるしている——「余も田舎を遍歴し随分粗食を喫したることもこれあり候へども一日位ひ断食するとも逆も喉を通るべくも思はれず候⁽²⁰⁾」。しかも、この時の蘇鉄料理は、「居合わせた人々の話に拠れば……先づ以て上等の部類と申し候」。村民の生活をみる大田の視線は、たんに食料の問題だけに限定されない。「食は既に斯の如し然らば住屋は如何⁽²¹⁾」。家屋は、五六軒をのぞけばすべて「穴屋即ち掘建小屋」であり「中頭辺の普通の牛馬小屋と多く撰ぶ所これなく」、畳間がある家は「二ヶ所の外には見当たり不申」、「敷物杯も阿旦葉筵にこれあり土足のまゝ踏み込む故その不潔なること言語に絶し候」。さらに衣服は、「如何なる嚴寒の節にも綿入を着するものはこれなく……多くは襤褸を纏ひ夏冬各一二枚づゝにて暮し居る有様に候」。しかも、「斯く哀れなる生活」にもかかわらず、村民は、税の滞納にたいする過酷な制裁を規定した旧体制以来の内法を恐れて、「公費は必ず納め候」。まさに、彼らは「貢租公費を納むると腹を充す丈の食物を求むるの外他に希望なかるべし」と、大田は慨嘆した。⁽²²⁾

農民の窮状は大田の頭脳を衝き、国頭の旅からもどると、彼はただちに「荒村救助策」と題する論説をかかげた。彼は、あらためて、辺野喜、宇嘉など国頭間切の内陸部、与那村以北が地形上農耕に適していないことを説明し、甘藷による食糧自給が困難で「不足は年々蘇鉄を以て補ふ」というのが常態であると指摘し、さらに「間切の吏員さへ間切内を一周するよりは那覇の往復は易しと云ふ程」の「交通の不便」は、村民が樽板の生産によって生活を向上さ

せる可能性を奪っていると論じた⁽²³⁾。「交通不便の結果は物産も思ふ通りに売捌かれず生活品も意の如く供給せられず年登れども猶ほ飢に啼くの境界に生死す」。彼は、辺野喜にあつて周辺の四ヶ村の村民を相手に、樽板を換金しあるいは必需物資を供給している商店に言及する——「庭先には山の如く樽板を積重ねたれども店の内には少量の泡盛、素麵……鋸等の数品あるのみにて……其資力極めて微にして此荒村の実力を増進せしむるに足らざること推して知るべし⁽²⁴⁾」。交通の不便が他の資本の参入を困難にしているために、この小規模の商店が他地域との流通の要でありつづけているのである。このような分析にもとづいて、大田は当局にたいして二つの救済策を提示した。その一つは、「交通を開く事」であり、二つは「産業組合を設けしむる事」であつた。第一については、「陸運を開くは地形上容易の業」ではないので、「離島航海の補護船運輸丸を便宜の港津に寄港」させるようにする。そうすれば「物貨の運搬人の往来も自然軽便」になつて、この地域を「照代の沢に浴せしむるを得る」にちがいない⁽²⁵⁾。第二については、大田はつぎのようにのべている——「今国頭間切の各村を一団となして購買販売組合を設けんと欲せば砂糖に縁故ある……糖商組合員よりも加入するもの少なからざるべく国頭間切に於ける在□の各店も加入するに至るべし斯くして……日用品の供給も十分なるべく随つて村民生活の情況も一変するに至るべし⁽²⁶⁾」。これの実現は、商議所の場合と違つて、農民の自発性にまつべきではない。「村民の程度は自ら進んで現状を変革すること能はざるべし」。間切役場郡役所は「大に斡旋の労を取る」べきであつて、「蘇鉄を食するは年々の例として平然」とするような態度をあらためねばならない⁽²⁷⁾。「此荒村をして現在の窮状を脱せしむるの道この二策あるのみ当局者猶ほ一考せよ」と、大田は訴えた。共同生存という彼の基本姿勢は、僻地の荒村にたいする政策的配慮の要求となり、また、間切役場郡役所の指導による購買販売組合の設立という提言となつたのである。

大田が見るところでは、国頭郡にかぎらず、県下の農村の全般的状況は決して楽観できるものではなかつた。大田

は「荒村救助策」を書いた翌五月には「郡部衰微の徴」と題する論説をかかげて、つぎのように警告した——「昨年以來郡部衰微の徴歴々現出せり此勢を以て尚ほ二三年も継続せば郡部は必ず非常の慘状を呈すべし之が救済の策を講ずるは実に焦眉の急務なり……然るに当局者は……之に関してとりとめたる意見を有するものなし」⁽²⁸⁾。大田が認識した「衰微の徴」とは、「砂糖代收入の季節にして〔例年〕農家に遊金多き時」にもかかわらず、那覇首里の金融業者から農村へ貸し出される資金の金利が、二割五分以上「甚だしきは四割五分」という異常な高水準を維持していることであつた。農村にはそのような高金利の資金に見合うほど利益をあげうる事業はないのだから、これは事業のための資本ではない。そのように考えれば、「此高利を忍んでも尚ほ借金を余儀なくせしむるの事情なかるべからず」。大田が得た情報では、この資金は、小農が「逼迫の余り……捨て売り」にした農地を買い集めるのに用いられているという。捨て売りにされた土地だからこそ、法外な高利の資金を利用して採算がとれるのであり、一方小農は、こうして得た金を「国税間切税と生活費にすり込」⁽²⁹⁾んでいるのである。「昨年以來郡部に於て土地売買の行はるゝこと実に頻繁」という一見活況のような事態は、このような小農の困窮状態の表現に外ならない。「我輩が目に映じ耳に触るゝ所のもの殆んど郡部の大疲弊大衰微の徴ならざるなし活眼達識の士豈皮相の小康を見て太平楽を歌ふべきの時ならんや」⁽³⁰⁾。

この五月の段階では、まだ大田は、なんらかの方法で流通資金量を増大して金利を低減させるという以外、みずからの危機認識に対応しうる明確な対策をしめしていないが、半年ほどのち、「本県の生産機関」という一二月五日づけの論説では、彼の議論はより具体性をおびている。この論説で大田は、「農民の借金が年々増加する」という状況をもたらしている「病原」の所在をもとめて、それは「負担の苛重」と「生産機関の不備」にあると指摘した——「生産力に伴はざるの負担は借金を余儀なくせしめ一方には生産機関不備の爲めに高利の借金に苦ましめ〔両者

相俟つて「農民をして経済の順路を失はしめたる次第なり」。苛重な負担の方は、「当局者既に悟る所あり緊縮の方針をとりて以て出来得る限りの軽減をなさんとす」⁽³¹⁾。しかし、生産機関の方は簡単にはいかない。「文明は総合的のもの」だから「一二文明的の機関を備へたればとて此機関をして直ちに其効用を完ふせしめんとするは無理」であつて、いくつもの機関が協調して機能することが必要である。大田の念頭には、すでに設立されていた農工銀行の不調があつた。農村へ資金を供給する役割を果たさずであつた農工銀行は、「生産機関の不備と土地制度の不完の結果」本来の機能をはたしていなかつた。農工銀行の供給する資金は、郡部の二三の資産家の手を経由し、金利を上乗せして小農へながれ、小農は、この高利のために充たしえない資金需要を、糖商からの前代金のかたちで補わざるをえなかつたのである。⁽³²⁾ あらたな生産機関は「首里那覇」二区の金融機関と小農を結びつける「ものでなければならぬ」。そのためには「信用ある生産会社を設立すること」も「其一法」であり、「間切もしくは数村連合して砂糖の生産及び販売組合を設くる」ことも「是れ亦其一法」であると大田は提言した。⁽³³⁾ 国頭の飢饉を眼前にして構想された購買販売組合は、農村全般が疲弊をふかめ、「数十年の後」と想像された「土地兼併の弊」がすでにその徴しをみせる状況のなかで、さらに社会全体を視野にいれて精緻化され、都市部の金融機関と小農による糖業経営とをむすぶ生産機関としての、生産会社あるいは生産販売組合へ展開された。大田は、翌明治三六年(一九〇三年)一〇月の論説で「新社会の建設即ち革新の基礎」を確固としたものにするには「経済的組織を完備」することが不可欠であると述べているが、小農によつて構成される糖業組織と商議所、さらに機能を回復した農工銀行とが、そのような経済的組織の要に置かれていたはずである。⁽³⁴⁾

(二) 糖業組合結成の提唱

大田が、糖業組織と商議所を手掛かりとして、沖縄社会のあらたな秩序を構想しているあいだに、日本帝国は明治三十七年（一九〇四年）二月、朝鮮半島と満州とにおける支配権をめぐる日露戦争に突入した。ロシア側が革命の勃発にそなえて精鋭部隊を後方にとどめていたために、日本軍は緒戦においては一方的に前進をつづけた。三月二〇日に開かれた貴族院の開院式に行幸した天皇は、勅語のなかで開戦にいたったことを告げ、さらにつきのようへのべた——「事既ニ此ニ至ル交戦ノ目的ヲ達セスムハ止ムヘカラス今ヤ朕カ軍人ハ艱難ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致セリ朕ハ帝国臣民カ協同一致以テ国光ヲ宣揚セムコトヲ望ム……卿等克ク朕カ意ヲ体シ和衷協賛ノ任ヲ竭シ以テ朕カ望ム所ニ副ヘヨ」⁽³⁵⁾。戦場における軍隊の敢闘を強調しながら、「協同一致」「和衷協賛」による戦争政策への翼賛をもとめる勅語にこたえて、議会は莫大な戦費を記載した予算案を承認した⁽³⁶⁾。信夫清三郎は、大多数の国民も「戦勝に昂奮し」、戦争を批判する声は「異常に」弱小であったとのべている⁽³⁷⁾。

戦費の支出は必然的に戦時増税を意味し、そのなかには砂糖消費税の倍額増加が含まれていた。砂糖消費税は、明治三四年（一九〇一年）三月、義和団事件の軍事費と国際緊張に対応するための海軍拡張費とを支弁するための一連の増税のなかで新設され、黒糖にかんしては一〇〇斤あたり一円と定められていた⁽³⁸⁾。それが半年間、臨時に二円に増額されるというのである。大田はこの時、おそらく砂糖市場を調査するために、大阪に滞在しており、三月一八日づけで論説を『琉球新報』におくって、この問題を論じた——「砂糖消費税もいよいよ倍加の様様にて候一円の時さへ〔価格に〕転嫁せしむること能はず糖業家は年々窮迫致し候有様に候へは二円と相成り候〔上は〕農民は余程注意せざればこれも亦全然自家の負担と可相成候日本が全国一致の態度を以て露に当るが如く我県の糖業家も一致協力全局の

利害より打算して取引するにあらざれば此増税を転嫁せしむること誠に覚束なく候⁽³⁹⁾。砂糖消費税法は黒糖をやマト市場に販売する糖商に納税義務を負わせていたが、糖商は税額を販売価格に上乘せするよりは製糖農家から買い入れる糖価を下げる方をえらんだために、糖業農家が税を負担する結果になっていた⁽⁴⁰⁾。この事態を避けるためには、製糖農家が糖商にたいして結束して行動できなければならぬが、この三年間はそれができなかった。しかし、このように「負担が重く」なる以上、今度こそ結束しなければ、製糖農家はみずからの首をしめることになるであろう。「生産組合」の必要は税額に比例して大きくなる。「今は只一日も早く実行せよと申すの外無之候⁽⁴¹⁾」。

砂糖消費税の倍加は明治三七年(一九〇四年)四月一日であった。沖縄の甘蔗農家を「一致協力全局の利害より打算して取引」させることは、現実の必要となつた。しかも、緒戦における日本軍の優勢にもかかわらず、景気は全国的にも沈滞の様相をふかめていた。大田は、大阪から新聞社にあてた私信のなかで、「戦争の影響経済界の各方面共不景気なるは当然の事に有之」として、「(沖縄)県下にも経済の方面は能々注意せざれば非常の困難に陥るも難測候」と警告し、「今日の急務は彼も此も完全にするに及ばず精力を唯一事に反⁽⁴²⁾〔て〕集中すること最も必要と存じ候」と主張した⁽⁴²⁾。彼は、二年前には生産組合だけでなく複数の機関が協調して機能することを説いていたが、「実に遺憾」なことに、産業組合の設立さえできていない状況では、もはやそのようなことを言う余裕はなかった。彼の主張は、「文明は総合的のもの」という論点を強調するよりは、産業組合の実現に収斂した。彼の思考のなかでは、産業組合を設立して発展を期すべきは、まず糖業であった。「精力を一方に集めよ」という九月九日の論説は、その主張を明示している。この論説は、緒戦における日本軍の急進撃を精力集中の一例にあげて、つぎのように説いた——「唯一つを撰んで官民共に一意専心満身の精力を一方に傾注すべし然らば我軍隊が進捗する如く本県の発達は日を期して待つべし……唯一事業とは如何我輩は砂糖の外に適當の事業なきを断言するもの也⁽⁴³⁾」。

しかし、政府の政策は大田の主張を嘲笑するかのようであった。政府は一月三〇日開会の議会に、さらに、地租の大幅な増徴にくわえて、復旧したばかりの砂糖消費税の増加と酒税の税率改正をふくむ大規模な増税を提案したのである。砂糖消費税は、黒糖にたいしては、一〇〇斤あたり一円にもどった税がふたたび二円に増額され、酒税の税率増はアルコール度三〇度以上の製品にたいして顕著で、とくに泡盛のような四〇度をこえるものについてはほとんど倍増に近かった。⁽⁴⁴⁾『琉球新報』は論説をかかげて、これでは「本県酒屋の八九割は其業を廃するに至るべし」と問題の深刻さを指摘し、大田は、一二月初めのコラムで、このたびの増税は「本県の眼より見ればたゞたゞ無法の改正と云ふの外なし」と非難し、さらに「今度の増税は沖繩の主要〔輸出〕物産の上には漏なく賦課せられたり」として、中央政府は沖繩を軽視して「本県の利害に関する制度を設くるに当りても誠に慎重を欠くの嫌ひあり」と主張した。⁽⁴⁵⁾しかも、沖繩は、この年「実に未曾有」の旱魃を被り、「農民の五分の四は其常食たる甘藷に欠乏」する状態であると、新聞は報じていた。⁽⁴⁶⁾政府に沖繩の利害を配慮させるためには、中央にたいして十分に「刺激」しなければならず、そのためには、県庁以下の官庁を「有利に適用」しなければならぬ、と大田は強調した。「一般の民度今尚ほ至つて幼稚にして官の勢力誠に強大」だからである。しかし、信夫清三郎が言うように、国民は『『陛下の稜威』のもとに『臣民』として結束し、あらゆる困難に堪えて『此一戦』を戦い抜』⁽⁴⁷⁾いていた。この時期に、沖繩人がみずからの利害をもちだして、戦争のための増税に抗うことは現実的ではなかった。一月二九日に、大田は「増租と本県」という論説をかかげて、つぎのように苦渋をこめて語りかけた——「負担の増加は是れ時局に対する当然の義務にして日本国民たるものが彼是苦情を鳴らすべき事ならねば個は致方なきものと諦め此上は産業組合の如き農事規約の如きものを興し農産物の価格を高め金銭の融通を円滑ならしめ労力の効果を大ならしむるの道を講ずるの外なきなり」⁽⁴⁸⁾。

信夫清三郎は、国民は、戦争に勝利すれば償金と新領土がもたらされ、「困苦の生活を解放してくれると信じ」て、

苛酷な税負担に耐えていたと指摘している。⁽⁴⁹⁾しかし、戦況は、明治三八年(一九〇五年)三月の奉天会戦以後、次第に悪化しはじめた。ロシア側が、敗戦による革命状勢の深刻化をおそれ、満州派遣軍の大規模な増強をはじめたのである。他方で、日本側は軍費さえ枯渇しはじめていた。日本政府は、終戦条件の検討に着手し、五月に日本海海戦で勝利をえたのを機会にアメリカに斡旋を要請した。政府が決定した講和条件の中心は、満州と朝鮮半島を勢力範囲に編入することであり、償金の獲得は、事情の許す限りで要求すべきものにすぎなかった。実際、八月にはじまった講和会議では、ロシア側は、満州と朝鮮半島にかんする日本の要求は容認したものの、満州に展開を完了した一〇万の精鋭軍を背景にして、償金の支払いにはまったく応じようとしなかった。⁽⁵⁰⁾

膨大な死傷者と苛酷な税負担にもかかわらず、ロシアから償金も領土も獲得できないという国民の失望と不満は、「政府の弱腰を非難する講和反対の大衆運動」となって噴出した。⁽⁵¹⁾なかでも、講和条約の調印を目前にした九月五日に東京で開催された国民大会では、解散の命令に激昂した群衆が内務大臣官邸と国民新聞を襲い、さらに各所の派出所に放火し、戒厳令が発されるにいたった。講和に反対する運動は地方にもひろがり、講和を支持する新聞社や警察署が襲撃された。大田は、九月一九日のコラムで東京の「騒動」をとりあげて、「五千万同胞中今度の講和条件に満足するものは〔当局者もふくめて〕恐らく一人も居るまい」と指摘し、「当局者が強て〔東京の〕国民大会を抑圧しなかつたら何事も起らなかつた」という議論を「実に至言である」として、「暴行者の罪を責るより我輩は之を誘発したる当路者の処置を責んとするものである」と言明した。⁽⁵²⁾では、日露講和をどう考えるか。大田は、満州と朝鮮を支配下におき、三国干渉によって失われた遼東半島をも支配した以上、「これで先づ宣戦の目的は達した」という判断をしめし、ロシアの復讐戦を懸念する講和反対論にたいしては、「敵を全滅せしむるの成策がない以上はハルピンまで攻て行く費用を以て平和後の経営に余裕を存し置平和的戦争で以て彼の復讐心を抑制するが却つて東洋が平和を永遠

に維持する良策かもしれない」と論じた。⁽⁵³⁾ 彼も、日本側代表の「外交掛引の拙劣」さは「掩ふべからざる事実」であると不快感をしめしたが、もはや彼の関心は、戦後の「経営」をどうするかということに移っていた。

大田は、明治三八年（一九〇五年）一〇月のコラムで、「戦後経営の語」を論じた。「戦争の最中より頻りに唱へられた流行語」であった「戦後経営」は、講和が成立したのちには「余りに濫用」されて、あらゆる企画がこの言葉で正当化された。これでは「遂に経済界の災を醸す」ことになるのではないかと大田は注意を喚起した。大田の認識によれば、「戦後経営」とは国家の「実力」を「十倍」にまで「増殖するの経営」のことであった。「東洋の大帝國として欧米諸國と拮抗する」にたる「設備」をして「東洋平和の基本を鞏固にするには」、それだけの国力なканずく経済力が不可欠だといふのである。⁽⁵⁴⁾ では、実力の飛躍的發展をめざす戦後経営のなかで、他府県と伍していくためには、沖縄はなにをすべきか。答は一つしかなかった——「精力を糖業に傾盡せよ決して多岐に渉る勿れ」。沖縄の砂糖輸出額は平年では三〇〇万円程度だが、「十分に奨励すれば近き将来に於て赤糖にして……二千万円を産出するを得る」のは「誰も疑ふものなかるべし」。他にも「大に發達すべき見込あるもの」は少なくないが、「年月を期して以て七八倍の増殖をなし得るものは砂糖の一品に過ぎず」。前年来砂糖の価格が騰貴したために「種々の事業が興」つたのをみてもあきらかなように、「砂糖さえ」十分に目的を達するを得ば他は破竹の勢奨励を得ずして自ら勃興すべし」といふのである。砂糖を現物税とする貢糖制度が旧慣の全面改廃によつて廃止されて以来、間切役場などは糖業と「相関せざるの感」があるが、これは「常に我輩が遺憾とする所」で、沖縄における「戦後経営」は糖業の振興以外にない。大田の認識においては、産業組合による糖業振興は、戦後経営とよばれる経済發展の機運のなかで沖縄があらたな活路をひらくための方策として、より緊要な位置をえたのである。

では、糖業を振興するとは、具体的には、なにを意味するのか。さきに触れたように、明治三七年（一九〇四年）

十一月二十九日づけの論説は、「産業組合の如き農事規約の如きものを興し農産物の価格を高め金銭の融通を円滑ならしめ労力の効果を大ならしむる」ことを当面の課題としてかかげていた。この表現がもっぱら砂糖農家にかかわるものであることに注目すれば、「農産物価格」が、まずは、糖商への黒糖の売り渡し価格を念頭においたものであり、「金銭の融通」が農家への製糖資金供給の円滑化を意味するものと推測することは可能であろう。実際、大田は農家がみずから産業組合を結成するまで待たずに、明治三八年（一九〇五年）から、農家を砂糖売却の局面においてだけでも統合するために、砂糖委託販売会社の設立にむけて仲吉朝助等とともに奔走をはじめていた。戸別農家と糖商組合のあいだに介入する組織をつくって、糖業農家の砂糖を集約するとともに砂糖の相場を確立し、農家が糖商の前代金に依存せざるをえない状態を改善しようとしたのである。⁵⁵⁾

黒糖の価格を高めるためには、さらに必要なことは、製品の質をあげることであった。黒糖製造の主体は、零細な農家が数軒あるいは十数軒共同で「砂糖与^{ぐみ}」を構成して運営する製糖場であり、納税など現金収入の必要におわれて前の利益にのみ汲々とする生産者は、砂糖樽の下部に商品にならない粗悪糖あるいは異物をいれて上部にだけ黒糖を詰めた「口張糖」のような粗悪品を、しばしば糖商に売り渡していた。とくに明治三九年は前年の甘蔗不作の影響で粗悪品が多く、仲買業者の組織である糖商組合が、県がこれを効果的に取締まれない以上「組合的信用を維持する」と能はず」という理由で、一旦は解散を宣言するという事態にまでいたった。⁵⁶⁾ 沖縄県は明治三九年（一九〇六年）四月一七日付けの公報で県令二一号「製糖取締規則」を發表し、砂糖樽に製造者の住所氏名を明記させることで、黒糖の「粗製濫造の弊」をただし「其信用を維持するの策」をとったが、大田はこの県令で事足りりとは考えなかった。⁵⁷⁾ 文体と内容から大田の筆になると思われる、「糖業組合の設立を促す」という長文の論説が八回にわたって連載されたのは、二ヵ月後の六月のことであった。

論説は、県庁の対応を批判して、つぎのようにのべた——「糖商組合破裂の時の如き之を機として糖業組合を設立する唯一機会たりしに拘はらず敢て之れに気付きたる様子もなく県令二二号を發布して已みたるが如きは〔琉球処分直後に制定された砂糖改良取締規約という〕其の古き規約の土台の上に築き立つるに旧式の家屋を以てしたるに過ぎずいで一時を弥縫し得たりと云はんのみ⁵⁸。砂糖改良取締規約は、首里王府統治下の支配秩序をそのまま反映した「各村民常識道徳」に依拠して制定されたのだが、いまや「人民の人文の発達に於て且つまた其の社会の複雑となりしこと」をみれば、「〔旧体制下の常識道徳〕以外のものによりて之を取締るにあらざれば之を制止すべからざるの情状歴然⁵⁹」である。事実、県令發布ののちも「口張糖の如き悪糖は糖商の庭前一日として絶へたること」がないというではないか。したがって、糖商組合が県の説得に依りて解散を思い止まったことをもって、当局が「県令發布の目的」を達したと思うとすれば、「そは大なる見当違ひ⁶⁰」である。もともと「粗製濫造」は「無知にして且つ薄資の製造業者」が「其目前の利」をおって「赴き易き道筋」であつて、「強ちに咎むべき」ものでもない。問題は取り締まることではなく、これらの弱小零細な製造業者に「自から立ち自から節制すること」を可能にさせることであつた。そのためには「製糖業者の組合を設立し糖界を整理し其の弊害を掃除し新しき生氣を促成する」以外に方法はない⁶¹。

論説は糖業組合の必要性をこのように強調したうえで、糖業組合のもつ可能性を論じた。沖縄ですでに結成されている糖商組合も織物業同業組合も「充分の効果を示す能はず」という状態ではあるが、「先例効果の如何に係はらず同業組合の効力は厳として存在する」と論説は主張して、明治三三年（一九〇〇年）に制定された重要物産同業組合法に言及した⁶²。この法律は、同業組合の目的を第二条で「協同一致シテ営業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ増進スル」と規定し、さらに第四条では「同業組合設置ノ地区内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ営ム者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ」、第五条では「同業組合ハ組合相互ノ氣脈ヲ通シ其ノ目的ヲ達スル為同業組合連合会ヲ設置スルコトヲ得」と規

定していた。糖業者の同業組合を設立できれば、地区内の同業者を強制的に加入させて組合役員の決定に従わせることができるだけでなく、全県にまたがる連合会をつくって、結果的に四万三千戸の甘蔗農家と一六五〇カ所の製糖場を単一組織にまとめることもできるのである。換言すれば、糖業組合は「県下の各部に散在し伏匿せる諸多の神経」を「組織ある一団体の中枢に集めて之を整々統理する」手段になるであろう。⁽⁶³⁾ 製糖業者が糖業組合によって組織され統制されることを受容しなければ、政府や県にたいしても糖商にたいしても、「自己の立場」を主張することができない。「一朝大事起りて諸君に圧迫を試む諸君は何を以て自から之を支へんと欲する乎」⁽⁶⁴⁾。

重要物産同業組合法は、第一条で、「重要物産ノ生産、製造、又ハ販売ニ関スル営業ヲ為ス者」は「相集リテ……同業組合ヲ設置スルコトヲ得」と規定し、第三条で、「予メ地区ヲ定メ其ノ地区内ノ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ」と定めていた。糖業組合をつくるうえで、最大の問題は、砂糖与を構成している零細農家に組合の必要を啓発し、まとめあげることであった。大田は、この論説が連載されはじめた六月一三日のコラムで、「村々の統一力も今日では〔旧慣下の〕五六分は減して居るから〔糖業組合にかんする〕間切役場一片の勧告や達し位ひでは少しも効能はない」と指摘した。⁽⁶⁵⁾ 彼は、五年まえには、「郡部で最も善良の習慣は隣保の団結を重んずるの習慣」であり、その習慣があるから「よく統一されて何事でも足並が揃ひ易い足並みが揃へば如何なる事を企て、も成功し易い」とのべていたが、そのような習慣はすでに大半失われているのである。⁽⁶⁶⁾ だから、組合の結成にまでことを進めるには、県当局が積極的に指導する以外にない。「知事も事務官も各郡長も草靴がけで金太鼓をた、く程にして奨励しなければ駄目だ」⁽⁶⁷⁾。そのようにして「二年も続けることが出来れば一般の習慣となつて模範県が帝国の南端に出現することになる」と、大田はむしろ楽観的な書き方をしたが、それが容易ではないということは、彼自身が痛切に感じていた。

本来、産業組合法は、地方自治制度によって法的な形式をえた地域共同体を経済的に安定させ、国家の社会秩序の維持に貢献させるという目的で制定されたものであった。帝国の地方制度を構想した山県有朋が言明したように、「隣保団結の旧慣」にもとづいた地域共同体の結束は、国家という「家屋」の「基礎」と位置づけられていた。⁶⁸松方正義は、明治三三年八月に発行された平田東助の著書『産業組合法要義』によせた序文で、この事情をつぎのようにのべていた——「前には市町村制を布かれ、隣保団結の基を鞏くし、今や是の法を以て共同産業の礎を定む。是の法を行うて過なくんば、組織結合の精神を養成し、共同生活の真態を馴致するのみならず……産業興隆、国富増殖を得ん」。⁶⁹大田は当然この書物を読んでいたであろう。大田が糖業組合実現の鍵を農村の統一力の回復にもとめたことも、国策の論理と一致する。山県や松方などの国策の立案者と大田の違いは、前者が、資本主義化にともなう階級分化によって帝国の社会秩序が動揺することをさけるために、自治と産業組合による地域共同体の安定を考えたのにたいして、後者は、沖縄の零細な甘蔗農家の救済をはかるために、産業組合による地域共同体の安定をもとめたというところにあったのである。

(三) 糖業農家の擁護

帝国政府は、明治三九年（一九〇六年）夏になって、ヤマトには明治三二年（一八八九年）に施行した町村制度を、特別町村制として沖縄に適用する方針を固めた。大田にとってこれは、来るべきものが随分おくれて到達したという不満と一種の安堵感をもたらすものであった。彼は、この明治三九年（一九〇六年）七月のコラムで、「特別と云ふ以上は内地各県のその如く十分の自治権を与へられない」であろうと推測しながら、「自治の名あつて其実のない様

な骨抜き町の町村制なら真平御免だ」と言い切った。これまでの県治のあり方が統一を欠いていたために、都市部も郡部もすでに本来の秩序を失ってしまっている。「今日に至つて町村制をいじり初めるのは吾人の目で見れば十年も後れたような感じがする」。これだけ後れたのだから、「その埋合せ」に、政府は「よく本県の民情にはまる飛切の町村制」をつくるべきだというのである。そのような町村制はどのようなにして可能か——「地方自治と云ふのは平たく言へば其土地其土地の習慣を公認し其公認した習慣に基づいて或程度まで自分に自分を支配させると云ふことであるから良習慣は実に自治団体に於ける至宝である立法者に於ても習慣の歴史又は或事物に対する人民の信念の厚薄杯を詳かにせざれば迎も良法を作ることが出来まい⁽⁷⁰⁾」。住民が「良習慣」を維持し政府がそれを尊重して、はじめて、「飛切の町村制」が可能であった。しかし、大田は、近い将来あたえられる自治制度が、いつの日か農村のまとまりを回復するまで、糖業組合の設立を待つつもりはなかった。一月に紙面に掲載された「糖業組合の設立を希望す(再論)」という論説は、自治制度の実現には触れることなく、五カ月前の「糖業組合の設立を促す」における主張を要約的にくりかえし、さらに、もしも「糖業者自身未だ其の弊を悟らず組合の必要を感ずるに至らず」というのであれば、県当局は、法の条文中「直接の手腕」を発揮しようがないという態度を捨てて、積極的に農民を指導すべきであり、かりに県当局も組合の必要を認識しないのならば、再度この問題を「詳論するも決して厭」はないと、組合設立の緊要性を強調した。⁽⁷¹⁾

翌明治四〇年(一九〇七年)になると、沖縄にたいする自治制度の適用が具体的な日程にのぼりはじめた。特別町村制の内容は春になって公表され、従来の間切・島が町村に、村が字になり、町村長および収入役の任免は知事が管掌し、町村書記および字区長の任免は郡長が管掌するということがあきらかになった。県と郡がこのような統制権をもつのでは、大田がいう「飛切の町村制」にはならないことになる。大田は、この新制度にたいする批判を、「本県

町村政治(談)」という談話体のコラムとして、明治四〇年(一九〇七年)三月から四月にかけて連載した。⁷²大田は、コラムの冒頭で、「旧慣の方は遙かに自治権が拡張されて居た」のであり、この新制度は「制度としては感服する事が出来ない」と、否定的な評価をしめした。「地方自治というのは人民各自の安寧を進めてやる経営」であつて、治者の側が「膝をくづして何処までも(人民と)相談づくに遂行するの精神」をもたねばならないというのである。地方自治の基礎は住民の良習慣を政府が尊重することにあるという立場が、さらに敷衍されたのである。では、そのような良習慣とは何か。大田の認識では、それは、「長い間余り人為を加へず自然の変遷に依つて発達」してきた「天然の自治団体」が保つてきた慣習であつた。そのような「自治団体」は間切ではない。すでに村民は「間切に対する觀念」を「余程希薄」にしている。唯一残るものは「村即ち将来の字」であつた。村人の多数は「血縁で繋がれ」、「その結合は徹頭徹尾家族的」である。これをあつかうのには「単純な法理」によるべきではない。「軽忽に分合したり等閑に旧習を破壊したり」すると「忽ち支離滅裂根底から壞れて来」て、自治制度は目的を達することができなくなる、と彼は主張した。

なぜ血縁にもとづく「徹頭徹尾家族的」な結合が良習慣につながるのか。大田は二年前の明治三七年(一九〇四年)秋のコラムで「社会の秩序が辛ふじて法律の威力に依りて繋がる、有様となりては所謂進歩なるものは我仮勝手の行動を遅ふする術の進歩を意味する」かのようであると、人間関係が権利義務関係によつてのみ律せられるあり方を批判していたが、この時期に『琉球新報』に掲載された沖繩糖業にかんする仲吉朝助の論文は、大田の認識を推測するもう一つの手がかりになると思われる。⁷³仲吉はつぎのようにのべている——「砂糖与は別に成文の規約を有せずと雖も古来各々一定の慣例を有し組合員間は最も親睦を保ちて製造を営むのみならず甘蔗の栽培より一般農耕上に至るまで互いに相補助して以て各自の利益を増進せり」⁷⁴。甘蔗農家の小組織である砂糖与が、成文の規約もなしに維

持されて利益をあげてきたのは、与を形成する農家が、生活の全般にわたって「最も親睦を保」ち「相補助」してきたからであった。大田は明治四五年(一九一二年)春のコラムで、砂糖与を「共同的生産の習慣」の名残とのべて、本来、産業組合の素地になりうるものと評価している。⁽⁷⁵⁾大田は、村民の「徹頭徹尾家族的」結合はこのような共同的生産を可能にしてきた良習慣であると、認識していたのであろう。村のこのような血縁共同体的性格こそが、村の秩序と経済的活性を維持し、これが自治の基層単位としての役割を担うことを可能にするものであった。大田は、この談話の二カ月前に書いたコラムで、人間が法律や契約によらずに結びついて世界をつぎのように描いている——「早寝早起は田家なべての習慣なり……〔早朝〕野辺に出づれば老人杯早田畑を見廻りて帰るものあり若き男女は鋤を肩にして出ていくもの多し……逢ふ人毎に氣候の挨拶作物の出来栄時事の雑談杯言ふも聞くと飾りなく偽りなく悪意なく総て率直純朴にして神聖なり⁽⁷⁶⁾」。村人は都会の青年と違って「金と他力」に依ることもなく、必要なものは自分でつくり自分の生活を全うしている——「独立の精神自由の思想を修養せんと欲せば田園に若くはなし」。「名利」の「汚塵」にまみれた都市は「錦に包める糞土」のようであるが、「田家は檻樓に包める珠玉」のようである。⁽⁷⁷⁾

この質朴な世界は国家をささえる健全な基盤であり、「国家の光輝も多く此間より発揚せらる」というのである。⁽⁷⁷⁾

この農村が過重な税負担に喘いでいるのは、深刻な問題であった。先に触れたように、日露戦争前の明治三五年(一九〇二年)一二月に、大田は「農民の借金が年々増加する」原因のひとつを「生産力に伴はざるの負担」にもとめており、当局者もこれを認めて「出来得る限りの軽減」を試みつつあるとのべていた。大田は、さきに紹介した明治四〇年(一九〇七年)春の「本県町村政治(談)」のなかで、みずから議員をつとめる真和志間切の例をあげているが、それによれば、たしかに間切税の戸別割負担額の平均は明治三五年(一九〇二年)の二円一三銭一厘を頂点として減少し、三七年(一九〇四年)には七〇銭三厘にまで下がった。しかし、日露戦争と戦後経営のなかでこのような負担

軽減策は継続されず、三八年（一九〇五年）には前年の倍額、三九年（一九〇六年）にはさらにその倍額の三円弱となり、四〇年（一九〇七年）には、臨時費が巨額になったためではあるが、八円七〇銭六厘に達した。⁽⁷⁸⁾ 内務省が示していた「標準点」は二円だったから、この負担額はたしかにきわめて過重であった。さらに、戸別割負担額に加えて地租が増徴され、明治四〇年（一九〇七年）の租税の平均額は一四円五四銭九厘強であった。⁽⁷⁹⁾ 大田はこの負担の重さを指して、「何んと酷ひだらう」というが、しかし、農民は負担に耐えかねて滞納することはあっても、納税を拒否しようとはしない——「農民が税に対するの観念は誠に厚いもので農民と云ふものは殆ど税を払ふ為に生れて来た様な観念が多い……今日でも租税の納期に間切役場について見給へつぎはぎした膝も掩はない着物を着た跣足の男女十五円二十円の租税を払ふのを見受けるだらう彼らの身装は平生の生活の程度を表章して居る生活の程度はあれで税は斯んなに負担して居るかと思へば実に可愛さうだよ」。⁽⁸⁰⁾

農民は黙々と税を納めているが、負担の重さは間切役場と村民とのあいだに軋轢を生ぜしめかねないと、大田は観察していた——「我輩の村にしても深く立入つて見れば、間切役場を始めとして郡役所県庁警察税務署等に対する苦情は絶へない……然るに表面穏かのように見へるのはまだ公けの場所に行つて言ふ丈の勇気がない故だ……何でも人民が多く集つて居る席上で知事さんや郡長さんを捕へて租税が高いとか負担が重いかこれでは人民が立行ぬとか意気揚々と議論でも仕掛けるものがあつたら其議論の可否はさて措き忽ち人望を得ることが出来る」。⁽⁸¹⁾ しかも、政府は、明治四一年（一九〇八年）になってさらに増税を発表した。日露戦争は戦後に二二億円にのぼる国債を残しており、西園寺公望の内閣は財政建て直しの中心を増税にもとめたのである。このたびの増税は四九一萬円の歳入不足を補填しようとするものであり、砂糖消費税と酒税はふたたびその中心であった。⁽⁸²⁾ 国民は平時のこの苛重な増税に反発した。東京では増税反対国民大会がひらかれ、『明治天皇紀』は、この大会で「不穩の檄文」までが配付されて近衛師団が

待機したと、緊張のたかまりを記している。⁽⁸³⁾ 沖縄の民衆はあいかわらず寡黙であったが、『琉球新報』は、この増税を「苛政酷薄の仕方」と非難し、事態の重大さを民衆に警告した。⁽⁸⁴⁾

この「苛政酷薄」のうちで、『新報』が問題にしたのは、砂糖消費税の引き上げ方が、第一種糖すなわち黒糖については現行の二円が五割増加して三円になるのにたいして、他の赤糖や精糖は引き上げ率が低いということであり、さらに、酒税においてもアルコール度の高いものについて引き上げ率があげられたことであつた。⁽⁸⁵⁾ 大田は、明治四一年（一九〇八年）一月二二日から四回にわたって「砂糖及泡盛の問題」と題する論説を連載して、冒頭でつぎのように指摘した——「吾人は此の〔砂糖消費税の〕一事を以てさへ本県下の如き一種糖特産地の産業上一大打撃なりとするものなるに搗て加はへて酒類造石税中第四種酒類乃ち酒精分〔四〇度以上〕四十五度以下の者に対する増税率の俄かに拾円と云ふ高額を加はへられ従来の〔一石〕二拾五円が三拾五円となるは之れ本県下の如き第四種酒類の特産地にとりては懸^{やが}ては之れに対する一大打撃たるを覚悟せざること能はざるべし」⁽⁸⁶⁾。本来「下等社会の需要に供する」ものである泡盛は、増税によつて「必らずや痛切なる」打撃をこうむるのであろうし、酒造家の側はこの大幅増税をまゑにして「廃業するの外あらずと気構へる向き」も少数ではなかつた。⁽⁸⁷⁾ また、同じように下層社会を主要な顧客とする黒糖も、砂糖消費地であるヤマトではすでに他の砂糖に比して消費が伸び悩みはじめており、消費税を小売り価格に転嫁することは困難であつた。⁽⁸⁸⁾ 糖商は「原価の買落し」に走り、糖業農家はこれに抵抗できないであろう。農家も酒造家も、運動資金のないことを遁辞として、中央にむかつてみずからの立場を訴えようとしてもしていないが、「世の中に運動を試む豈に必ずしも金力を藉るのみならんや」。「黙拱して重税に堪ふ」べきではない、「有為の人物」をたてて増税反対の働きかけを行うべきだと、論説は強調した。

大田が念頭においていた「有為の人物」は、県知事の奈良原繁であり、旧王家につながる在京の男爵尚順だつたと

思われるが、それにしても、一旦決定された増税がただちに旧に戻されるはずもない。大田はそれまで手をこまねいていようとはしなかった。彼は、さきに触れたように、明治三八年（一九〇五年）以来、糖業農家が糖商から前代金をうけとることで売り渡し価格を下げられ、あるいは個別の交渉で買い叩かれるという事態を変革するために、糖商組合に加入して組合の方針に異を唱える一方、仲吉朝助、渡久地政朝、小嶺幸之とともに砂糖委託販売会社の設立に奔走していたが、この時期までに、中頭郡で琉球砂糖株式会社（註）の設立を助け、ついで島尻に沖繩砂糖株式会社をおこしてみずからその社長に就任するにいたっていた。この増税案が衆議院を通過しようとしていた二月に彼が書いた「忙中閑話」と題するコラムは、冒頭で、「此頃は砂糖が頭にねばりついて他の考は薩張さつぱり出ない」とのべ、さらに、みずから糖商組合を相手に奮闘している様子を報告した。彼は、報告のなかで、そのような活動の意義に触れてつぎのように記している——「此等の会社の出来ない以前は砂糖の売買はいろ／＼の弊害が行はれ生産家は常に糖商や仲買の為に利益を壟断される様な次第で南洋辺の蕃界に行はれる取引と大差はなかつたが此等の会社で入札公買を執行した為相場はその都度新聞に公表され値段については全県下稍同率を保つ様になつたこれは慥かに吾々が糖界に貢献した一大利益と思ふ⁽⁸⁹⁾」。

大田には、増税にたいして民衆的な抗議運動をおこすという発想はなかつたように思われる。手段としての同化という基本方針からはそのような発想はでようがないというだけでなく、民衆自身が事態にたいしてなんら抵抗のそぶりをみせなかつたことも、そのような発想の余地を奪っていたのかもしれない。大田の行動は、政治家を利用して増税の撤回あるいは軽減を政府や議会に働きかけ、農家にたいして、それまで無知あるいは孤立のために逸してきた利益を獲得し、生産を拡大して、厳しさを増す状況のなかでも生活を向上させるように説き、委託販売会社によってこれを助けることに限定されていた。それは彼が福沢から学んだ合理主義のあらわれでもあつたであろう。福沢の合理

主義が国家の独立維持のために西洋文明の摂取を説いたように、大田の合理主義は、沖縄の糖業農家がみずからの生活を守り向上させていくことを可能にするために、国家体制が容認する方策のみを選択したと思われる。彼が、明治四一年（一九〇八年）九月、『琉球新報』発刊一五周年にあたって「吾人は琉球群島に対する熱誠なる同情者たり、且つ其の説明者たり又た進歩の希望者たるを以て自ら任ぜんとするもの」と書いたのは、たんなる文飾ではあるまい。⁽⁹⁰⁾

大田が砂糖農家を擁護することに没頭していた時、天皇と帝国政府は、日露戦争後の民心の再統合を模索しつつづけていた。明治四一年（一九〇八年）七月、首相就任を求められた元老の桂太郎は、天皇に上書して、急務として「外ハ列国ノ交誼ヲ全シ内ハ民心ノ墮廃ヲ済ヒ財政ノ紊乱ヲ理メ民力ノ発展ヲ期スル」ことを挙げていたが、一〇月三日、天皇は、国民に行動律を提示すべく、地方官会議の開催にあわせて詔書を発した。⁽⁹¹⁾ 一般に戊申詔書とよばれるこの詔書は、帝国が列国と伍して地歩を進めるためには、内には「国運ノ発展ニ須ツ」として、つぎのようにつづけた——「戦後日尚浅ク庶政益更張ヲ要ス宜シク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マザルベシ……朕ハ……維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ」。⁽⁹²⁾ 『明治天皇紀』はこの詔書の意義について、「戦後国民の意気漸く弛廃し、時俗軽浮に流るゝを」憂慮して「戒諭」したものであるとのべている。⁽⁹³⁾ 詔書の中心的意図は民心の建て直しにあった。桂が地方官に訓示して「国民の奮励自彊」を促し「堅実の思想を養ひ浮華の風習を生ぜざらしむる」ことを強調し、内相に就任していた平田東助が「民力の涵養と風紀の振興」を説いたのは、当然であった。⁽⁹⁴⁾ しかし、一般には、この詔書は勤儉節約を説いたものと理解された。翌四二年（一九〇九年）一月六日の『琉球新報』のコラムは、「戊申詔書煥発されて以来勤儉貯蓄の奨励世上に喧しくなり果ては極端の解釈に走りて却て御趣旨を誤解する様な事も出来、婚礼には二十人を越えて客を請ずべからずなどと窮屈極まる規約まで設ける様になつた」と書いているし、それを実証するように、二三日の『琉球新報』に

は「戌申詔書に基ける八重山村が定めたる勤儉規約」が二一カ条にわたって紹介されている。⁹⁵このような動きは各地でみられたらしく、平田は、詔書が「単に勤儉力行をのみ奨め玉ふに非ざるは明か也」とあらためて注意せざるをえなかつた。⁹⁶

『琉球新報』は、「国民生活の要義」と題する詔書の詳細な解説を連載したが、大田自身は詔書の内容に直接言及することはしていない。おそらくは、砂糖委託販売業務で手一杯であつたと思われる。「砂糖代金と農家」という大田の長文が掲載されたのは明治四二年（一九〇九年）一月一日であり、この文章の署名は「沖繩砂糖会社長 大田朝敷」であつた。⁹⁷彼の砂糖問題にかける意気込みが伝わってくるようである。この文章のなかで、大田は、砂糖代金の三分の二を蓄積することが可能であり、この資金を一〇年間複利で積み立てれば、島尻郡内本島の一五カ村で九三〇万円近い資金が蓄積できると計算してみせた。では、農家は、なぜ、このような蓄積をしてこなかつたのか。大田は、「貯へてある大豆の三四升か甘薯の一荷も市場にもつて行けば」一カ月分位の生活必需品は茶でも塩でも石油でも手に入る、「あとは鍬で掘り出して来るばかり」という農村の生活が、農家に計画的蓄積の必要を感じさせないと指摘する。税は重いにしても、「屋敷の片隅に四五本も芭蕉を植て置けば」一反程度の宅地租は「その実を売つて」支払うことができる。それなのに、農家は税の納期がくるまでは「浮ゝして居て」、あわてて高利の借金をし、その借金も返済期限がくるまで「浮ゝして居て」、「いざとなると砂糖の前代を借りると云ふことになる」。これでは砂糖代金を蓄積することなどできるわけがない。蓄積するということをして「各村の村是」として「村内各字で大に習慣を利用」し、「今日まで現存してゐる砂糖組ヤウを単位として組中の砂糖代を一纏めにして運用すると云ふ方法でも講じたならば蓄積も満足に出来資本の効用も随つて大きくなるであらう」と、大田は力説した。大田は、そのように「根氣よく」蓄積していくことが、「荒怠相誠め自彊息まざるべし」という詔書の「御旨意に酬ひ奉る所以」だと主張するのだが、

このような解釈は、『琉球新報』が繰り返し掲載していた政府の解説よりは八重山村の勤儉規約に近い。大田にとっては、天皇の権威をかりてもみずからの主張の説得力を高めることが重要であつて、そのために詔書の正統的な解釈から逸脱することは問題ではなかつたのであろう。

大田は、農民に資本蓄積を説く一方で、県庁に働きかけ、県知事を退任して貴族院に移った奈良原や尚に助力をもとめていたと思われる。大田は、明治四十二年(一九〇九年)一月五日、議会の再開にあわせて主筆の宮田を上京させたが、おそらくは砂糖消費税の減額について何らかの動きがあると察知していたのであろう。⁽⁹⁸⁾ 実際、二月にはいると衆議院の砂糖戻税委員会に、徳島県選出の議員中川虎之助などから、黒糖の消費税を一〇〇斤あたり一円に減額するという法案が提出された。⁽⁹⁹⁾ 中川の場合は特に沖繩産糖を保護しようとするものではなく、国内の零細な製糖業者一般を外国産の一種糖から保護しようとするものだったが、大田は、さつそく、沖繩砂糖会社社長としてこれを歓迎する談話を発表した。⁽¹⁰⁰⁾ 黒糖にかんする消費税は現実としては生産者が負担してしまっていて、「全く生産税」となっているので、「政界に斯る意見が現はれるのは我農民の為には誠に慶すべき事だ」というのである。彼は、さらに後日、「消費税と黒糖」と題する文章をかかげ、完全に農民の負担に帰している現行の消費税のもとでは、農民は市場価格で一〇円程度の黒糖一樽から一円を得るにすぎないという計算をしめして、「中川虎之助氏提出に係る」減税案は「尤も其当を得たる者」と評価した。⁽¹⁰¹⁾

この減税案が委員会で議論されはじめた頃、宮田は、この際「低税の運動を試むるは適当なりと信ず」と主張し、「県実業家諸君、県当局者諸君、県下の為の一つ奮発ありては如何、小生は殊に此の事に向ては天南□兄の努力を煩はさんと欲す如何」と呼びかけた。⁽¹⁰²⁾ 天南は大田の筆名の一つである。県庁はなんらの対応もしなかつたが、二月一六日、糖商同業組合長仲吉朝助以下二七一名が連名で衆議院にあてて請願電報をうち、大田もこれと同じ頃、仲吉等と

連名で、詳細な資料と収支計算をふくむ「砂糖消費税の過重なる負担に就ての陳情書」を提出した。⁽¹⁰⁵⁾ 両者に共通する主張は、消費税が高すぎて価格に転嫁できず、結局は生産者への課税として機能しているということであった。宮田の期待通り、これらの陳情活動は功を奏して、明治四二年（一九〇九年）二月二五日の『琉球新報』の一面には、東京からの電報として、つぎのような記事が掲載された——「沖縄県より提出したる黒糖減税請願書は議会及政府も共に非常に心を動したる者の如し……奈良原男爵も此の爲めには熱心なり尚男爵も熱心に尽力中なり本日（二十三日）『琉球新報』の宮田倉太は（鹿児島島） 柚木代議士と奈良原、尚二男爵の間を斡旋し二男爵は車を連ねて大蔵大臣を訪問し減税の同意を迫りたるが其結果は未だ聞くを得ざれども一方には政友会幹部の斡旋もあり今また又た二男爵の出馬を見るに於て政府も一概に拒絶するを得ざるべき歟⁽¹⁰⁶⁾」。これ以後、委員会審議は、政府が黒糖消費税を維持する態度をとりつづけ、野党側がこれを論難するという形で議論がすすめられた。『琉球新報』の一面主要部分は委員会審議の内容で埋められ、あたかも糖業専門紙であるかのような体裁をおびるにいたった。

このような議会への働きかけの結果、衆議院で最大議席をもつ政友会は二月二二日の政務調査会で黒糖の税額を一円引き下げて二円とするという決定をおこなった。⁽¹⁰⁶⁾ 衆議院の形勢はこれで決定し、黒糖の減税は政友会の決定どおりの形で二月二五日に衆議院を通過し、貴族院では、鹿児島選出議員をまきこんだ尚順と奈良原の活躍で、三月九日に満場一致で委員会を通過した。奈良原は後任の県知事日比重明にあてて打電して、これまでの通例からみて「十に八九は本会議を通過する者と見て差支えなかるべきか」と観測し、「先づ以て黒糖界否な沖縄県万歳を唱へて可なり」と伝えたが、その観測の通り、減税案は三月一五日に本会議を通過した。⁽¹⁰⁶⁾ 大田は、三月一六日の紙面に「黒糖減税案貴族院通過」という、日の丸で飾りをつけた大見出しを掲げて、急速に衰微しはじめていた糖業農家が、この減税によつて「毎年生産費より五十万円内外の軽減」が可能になり、それだけ「発展の余裕」を得たとのべた——「今回の

黒糖減税は県の発展に資する事大なるものありといはざるべからず今や県制は近く四月より実施せられて県民の地位に一步を進めんとする此間際に当り県下農民の一大苦痛たりし黒糖税は軽減せられんとするの好運に遭遇す県下の前途展望すべきにあらずや」。記事の末尾におかれた「黒糖万歳 沖繩万歳」という特大の活字は、大田の喜びの大きさを表していた。⁽¹⁰⁾ 農民の借金を増大させてきた二つの要素のうち、「負担の過重」は改善された。残る課題は、農民を「生産機関」たる糖業組合へ組織することであり、そのために、きたるべき自治制度のもとであらたな社会秩序を形成することであつた。

序

- (1) 『琉球新報』明治四四年三月一六日。比屋根照夫・伊佐眞一編『太田朝敷選集』中巻、第一書房、一九九五年、二九八頁(以下『太田朝敷選集』中巻と略記)をも参照。
- (2) 『太田朝敷選集』中巻、二九八頁。
- (3) 比屋根照夫・伊佐眞一編『太田朝敷選集』上巻、第一書房、一九九三年、五六頁(以下『太田朝敷選集』上巻と略記)。
- (4) 旧慣温存政策については、石田正治「沖繩における近代化の希求」(『法政研究』六四卷一号)、五〇―六四頁を参照。
- (5) 『太田朝敷選集』中巻、五九頁。石田、前掲論文、六七頁。
- (6) 石田、前掲論文、六四―六五、六九頁。
- (7) 同論文、二二―二四頁。
- (8) 同論文、八七頁。
- (9) 『太田朝敷選集』中巻、二九九頁。
- (10) 『太田朝敷選集』にみられるものだけでも、たとえば、明治三八年三月の「郡部発達の根源」(中巻、二五三―二五三ページ)、大正一年一二月の「本県糖業の前途」(中巻、三六〇ページ)、大正二年一月の「読帝国憲法講義寄上杉博士書」(上巻、二五三―

ジ)。また別の箇所では、「故福沢翁曾て教育を論じたる中に……」として、福沢の教育論がかなりの長さにならわって紹介され、「今日日本の教育家杯には別して頂門の一針である」と評価されている(中巻、八七頁)。

- (11) 福沢諭吉(松沢弘陽校注)『文明論之概略』、岩波書店、一九九五年、二六三頁。
- (12) 同書、二九七頁。
- (13) 同書、五七頁。
- (14) 同書、三〇—三一、三二頁。
- (15) 同書、三三頁。
- (16) 置県後の社会変化については、富島壯英他編『真境名安興全集』第二巻、琉球新報社六五—一三六頁。石田、前掲論文、三〇—四〇頁。
- (17) 『太田朝敷選集』上巻、五八—五九頁。
- (18) 福沢、前掲書、四〇—四二頁。
- (19) 同書、一五二—一五四頁。
- (20) 同書、一五四—一五五頁。
- (21) 『太田朝敷選集』中巻、一九頁。
- (22) 同。
- (23) 『太田朝敷選集』上巻、二六四頁。
- (24) 福沢、前掲書、三〇〇頁。
- (25) 『太田朝敷選集』中巻、一〇四頁。
- (26) 『太田朝敷選集』上巻、二七七頁。
- (27) 福沢、前掲書、二七四—二七五頁。
- (28) Cited in Maurizio Viroli, *For Love of Country: An Essay on Patriotism and Nationalism*, Oxford, Clarendon Press, 1995, p.3.
- (29) 石田正治「統合の言説としての日琉同祖論」(『法政研究』六一巻三一—四号、一九九五年、二八三—二八四頁)。
- (30) Ernest Gellner, *Nations and Nationalism*, Oxford, Basil Blackwell, 1983, p.55.

- (31) 『太田朝敷選集』中巻、三〇八―三〇九頁。
- (32) 『国木田独歩全集』第三巻、学習研究社、一九六四年、四七一頁。信夫清三郎『日本政治史』第四巻、南窓社、一九八二年、一九頁。
- (33) 石田正治「伊波普猷における信仰と愛郷主義」(二・完)『法政研究』六五巻二号、一九九八年、八二―八五頁。
- (34) 『太田朝敷選集』中巻、五八頁。

一 糖業組合による沖縄の再建

- (1) 『太田朝敷選集』中巻、一〇四頁。
- (2) 同書、二六頁。
- (3) 同書、五一頁。
- (4) 同書、五二頁。
- (5) 同。
- (6) 福沢、前掲書、二〇八頁。
- (7) 『太田朝敷選集』中巻、九四頁。
- (8) 福沢は『文明論之概略』のなかでつぎのようにのべている——「欧羅巴の諸国にても人民の智徳を平均すれば、国中文字を知らざる愚民は半に過ぐべし。その国論と唱え衆説と称するものは、皆中人以上智者の論説にて、他の愚民はただその説に雷同しその範圍中に籠絡せられて、敢て一己の愚を逞うすること能はざるのみ」(一〇二頁)。
- (9) 『太田朝敷選集』中巻、一一八頁。
- (10) 同書、一一九頁。
- (11) 『太田朝敷選集』上巻、二五一頁。
- (12) 『太田朝敷選集』中巻、一二八頁。
- (13) 同書、一二九頁。大田がここでいう「糖業家」が何を指しているかは、今日ではもはや自明ではない。大田は別のところでは「製糖業者の組合」という表現もしているので、糖業家と製糖業者とは同義であろう。仲吉朝助は、明治三九年五月、『琉

球新報』に連載した「沖繩県下製糖場の組織並に糖業の収支」という論文のなかで、「農民（即ち糖業者）」という表現をしている（『琉球新報』明治三十九年五月一六日）。大田も仲吉と同じ意味でこの言葉をつかっているとすれば、糖業家あるいは糖業者は、甘蔗栽培農家のことを指すと考えられる。

(14) 『太田朝敷選集』中巻、一三六—一三七頁。

(15) 同書、一四九頁。

(16) 同書、一五〇—一五一頁。

(17) 同書、一三九頁。

(18) 同書、一〇五頁。

(19) 同書、一九〇頁。

(20) 同。

(21) 同書、一九一頁。

(22) 同。

(23) 同書、一九二、一九四—一九五頁。

(24) 同書、一九四頁。

(25) 同書、一九五頁。

(26) 同書、一九七頁。明治三三年八月発行の平田東助著『産業組合法要義』は産業組合の意義について次のようにのべている——「社会経済は自由競争のもとで優勝劣敗の法則に支配されるようになったが」之を放任して敢て省ることなくんば、之より誘起する社会上及び経済上の弊害は遂に救うべからざるに至らんとす。——産業組合法の企図する所は、中産以下の小資本家をして相連合せしめて鞏固なる一の信用主体を構成し、此の信用主体を利用して諸般の経済活動を為すを得せしめ、以て大資本家と共に産業場裡に角逐、併立せしむるの手段を与えんとするに在る。『協同組合の名著』第一巻、家の光協会、一九七〇年、二五四—二五五頁。産業組合には、組合員に資金を供給し貯金の便宜を供与する「信用組合」、組合員の生産物の加工または販売をおこなう「販売組合」、必要物資の購買を代行する「購買組合」、組合員の生産物を加工し、あるいは生産施設を使用させる「生産組合」があった（同書、二五八頁）。大田がこの書物を読んでいたのは間違いないと思われる。

(27) 同書、一九二頁。

- (28) 『琉球新報』明治三五年五月二七日。
- (29) 同。
- (30) 『琉球新報』明治三五年五月二十九日。
- (31) 『太田朝敷選集』中巻、二〇四頁。
- (32) 同書、二〇五頁。この前代金について金城功はつぎのように説明している——「小生産家は其資金に堪えることができな
いため、次の製糖の季節がくる前に、また、臨時の金が必要になるときに……次の製糖期に製造される砂糖を引当て、金を借
りた。……勿論砂糖前代には高い利子がついた」。金城功『近代沖縄の糖業』、ひるぎ社、一九八五年、一三五頁。
- (33) 『太田朝敷選集』中巻、二〇六頁。
- (34) 同書、二二〇―二二二頁。
- (35) 宮内庁『明治天皇紀』第一〇、一九七四年、吉川弘文館、六八六ページ。
- (36) 信夫清三郎『日本政治史』第三巻、三五六頁。
- (37) 同書、三五二頁。
- (38) 同書、三三四―三三五頁。
- (39) 『琉球新報』明治三七年三月二八日。
- (40) 金城、前掲書、一七五頁。
- (41) 『琉球新報』明治三七年三月二八日。
- (42) 『琉球新報』明治三七年四月七日。ルビは筆者。
- (43) 『太田朝敷選集』中巻、二三六頁。
- (44) 『琉球新報』明治三七年一月二二日。
- (45) 『太田朝敷選集』中巻、二四四、二四六頁。
- (46) 『琉球新報』明治三七年一月二九日。
- (47) 信夫、前掲書、三五七頁。
- (48) 『琉球新報』明治三七年一月二九日。
- (49) 信夫、前掲書、三五七頁。

- (50) 同書、三五三―三五四頁。
- (51) 同書、三五七頁。
- (52) 『太田朝敷選集』中巻、二五五―二五六頁。
- (53) 同書、二五六頁。
- (54) 同書、二五七頁。大田はこのコラムで「実力」という語を二重の意味でつかっているようである。戦後経営の目的としての「実力」はいわゆる「国力」であり、その国力を増強するための中心的問題としての「実力増殖」は「経済力の増大」を意味しているのであろう。
- (55) 『琉球新報』明治四一年二月八日。
- (56) 『琉球新報』明治三九年四月一日、六月一七日。
- (57) 『琉球新報』明治三九年四月一八日。
- (58) 『琉球新報』明治三九年六月一三日。
- (59) 『琉球新報』明治三九年六月一四日。
- (60) 『琉球新報』明治三九年六月一三日。
- (61) 『琉球新報』明治三九年六月一五日。
- (62) 『琉球新報』明治三九年六月一六日。
- (63) 同。
- (64) 『琉球新報』明治三九年六月一七日。
- (65) 『琉球新報』明治三九年六月一三日。
- (66) 『太田朝敷選集』中巻、一五八頁。
- (67) 『琉球新報』明治三九年六月一三日。
- (68) 信夫、前掲書、一七四、一七六頁。
- (69) 平田、前掲書、二四五頁。
- (70) 『太田朝敷選集』中巻、二六五頁。
- (71) 『琉球新報』明治三九年一月七日。

- (72) 『太田朝敷選集』上巻、二九六―三二三頁。
- (73) 『太田朝敷選集』中巻、二三九頁。
- (74) 『琉球新報』明治三十九年五月一日。
- (75) 『太田朝敷撰集』中巻、三一六、三一九―三二〇頁。
- (76) 比屋根照夫・伊佐眞一編『太田朝敷選集』下巻、第一書房、一九九六年、一八頁(以下『太田朝敷選集』下巻と略記)。
- (77) 同書、一八一―一九頁。
- (78) 『太田朝敷選集』上巻、三一二頁。
- (79) 同書、三〇三―三〇四頁。
- (80) 同書、三一一頁。
- (81) 同書、二九七頁。
- (82) 『琉球新報』明治四二年一月九日。
- (83) 宮内庁『明治天皇紀』第二二、吉川弘文館、一九七五年、一八頁(以下『明治天皇紀』第二二と略記)。
- (84) 『琉球新報』明治四一年一月九日。
- (85) 同。
- (86) 『琉球新報』明治四二年一月二二日。この論説は無署名であるが、「吾人は……〔明治〕三十八年度に於ける消費税増税の時、此の〔各種砂糖の売捌け方の〕実情を見て」という記述があつて、大田がこの時大阪で砂糖市場を取材していたことと符合している。
- (87) 『琉球新報』明治四一年一月二五、二六日。
- (88) 『琉球新報』明治四一年一月二三日。
- (89) 『琉球新報』明治四一年二月八日。
- (90) 『太田朝敷選集』下巻、二〇頁。
- (91) 『明治天皇紀』第二二、八五―八六頁。
- (92) 同書、一一二頁。
- (93) 同書、一一〇頁。

- (94) 『琉球新報』明治四一年一〇月二日、二三日。
- (95) 『琉球新報』明治四二年一月六日、二三日。
- (96) 『琉球新報』明治四二年一月九日。
- (97) 『琉球新報』明治四二年一月一日。
- (98) 『琉球新報』明治四二年一月五日。
- (99) 『琉球新報』明治四二年二月四日。
- (100) 『琉球新報』明治四二年二月五日、二二日。
- (101) 『琉球新報』明治四二年二月一〇日。
- (102) 『琉球新報』明治四二年二月一六日。
- (103) 『琉球新報』明治四二年二月一八日、三月二日。
- (104) 『琉球新報』明治四二年二月二五日。
- (105) 『琉球新報』明治四二年二月二四日。
- (106) 『琉球新報』明治四二年三月一日。
- (107) 『琉球新報』明治四二年三月一六日。